

6月25日（火）

# 平成 25 年 6 月 25 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	渡 辺 創	(民主党宮崎県議団)
15 番	田 口 雄 二	( 同 )
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
18 番	高 橋 透	( 同 )
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	中 野 一 則	( 同 )
23 番	中 野 廣 明	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	十 屋 幸 平	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
29 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
30 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
31 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	( 同 )
34 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
35 番	宮 原 義 久	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治 史
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋 章
公 安 委 員 長	山 崎 殖 浩
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 長	村 社 秀 繼

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	山 内 武 一 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治 臣
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第12号まで、議案第14号及び報告第1号の各号議案、請願第32号及び第33号並びに継続審査中の請願第26号、第27号及び第30号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び新規請願1件の計9件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第14号及び請願第30号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

また、全会一致で採択いたしました請願第33号に基づき、「運送業界に深刻な影響を与える軽油価格高騰の抑制を求める意見書」を発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので

あり、55億7,600万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、国庫支出金3億4,600万円余、繰入金52億2,900万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,716億7,600万円余となります。このうち総合政策部所管の予算は7,800万円余の増額補正であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は141億1,300万円余となっております。

このうち、消費者行政活性化基金事業についてであります。

この基金事業は、消費者行政活性化のための事業を実施するものであり、今回の補正により、テレビ、新聞、映画館での広告など消費者トラブル防止のための啓発強化や、消費生活相談員の研修派遣、無料弁護士相談会の開催など相談体制の充実に取り組むほか、市町村が実施する啓発事業及び相談事業に対して補助を行うものであります。

このことについて、委員より、「この基金事業は25年度末で終了するが、その後どのように対応するのか」との質疑があり、当局より、「基金により消費者行政の強化ができていたところではあるが、基金事業が終了したとしても、現在の相談体制等を維持することはできる。高齢者等に対していかに情報を伝えるかなどの課題もあるが、今後とも効果的な啓発に努めたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、この基金事業の終了により消費者行政が停滞することのないよう努めるとともに、引き続き、消費者が適切に対応できるよう情報提供や相談体制を充実させることを要望いたします。

次に、宮崎県県民意識調査についてであります。

この調査は、今後の県政運営や政策評価、また新たな施策立案の検討材料として活用するため、県が取り組んでいる施策や日ごろの活動などについてアンケート調査を実施しているものであります。

このことについて、委員より、「現在の手法では宮崎市中心の回答結果となるため、各地域の状況が分析できるようエリアごとに分けてみるかどうか」との意見があり、当局より、「各部各課でもさらに詳細な調査等も行っており、これらとあわせ、より実態が把握できる調査となるよう工夫したい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「回答率が低下しているようだが、県政への参加意識の向上を図るため、アンケートの内容を工夫するなど検討していただきたい」との要望がありました。

次に、フードビジネス振興構想の具体化に向けた取り組みについてであります。

このことについて、委員より、「他県でもフードビジネスに取り組んでいるが、宮崎ならではの特徴は何か」との質疑があり、当局より、「消費者から見たとき宮崎がどう見えているのか、そこをうまく捉まえてブランド化していきたい。食にかかわらず、太陽や緑、神話などの宮崎全体のイメージともうまく絡めながら、効果的な打ち出しができないか検討している」との答弁がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「焼酎の販路等を拡大するには、相手先の文化を考慮するとともに、酒税法の運用等も含めて研究していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、宮崎ならではのフードビジネスを展開するとともに、各関係者との緊密な連携のもと、県民所得の向上や雇用

の場の創出につなげていただくよう強く要望いたします。

次に、一般職及び特別職の給料の減額措置についてであります。

これは、閣議決定に基づく国からの要請や地方交付税が減額されたこと、他県の取り組み状況等を踏まえ、期間を限定して行うものであります。

このことについて、委員より、「来年4月以降、地方交付税がもとに戻る見込みはあるか」との質疑があり、当局より、「骨太の方針では地方交付税の見直しについて記載されているが、総額の確保はもちろんのこと、算定方法に農業産出額や高齢者人口比率などの指標を盛り込むことも含めて、他県とも連携しつつ、国に対して効果的に要望していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「地方交付税制度が本来のあり方となるよう知恵を出して対応していただきたい」との要望がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「地域経済や職員の士気等への影響を考慮したとき、県民サービスの低下を一定程度に抑えることができるならば、給料の減額措置を行わないという選択肢もあるのではないか」との意見がありました。

次に、防災拠点庁舎の整備についてであります。

このことについて、当局より、「県庁域は津波浸水が及ばないこと、主要な行政機関が集積し、最も連携が図りやすいことなどから、整備場所を外来者第1駐車場に絞り、検討を行うこととなった」との説明があり、委員より、「整備場所について反対するわけではないが、職員が参集できるか、緊急輸送路は確保できるかな

ど、防災拠点庁舎へのアクセス道路についても検討項目に加えていただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で13億3,800万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の福祉保健部の予算額は997億300万円余となります。

このうち、障がい福祉サービス事業所施設整備事業など社会福祉施設における防災対策についてであります。

このことについて、委員より、「本県の地震津波対策を推進する上で、社会福祉施設における防災対策は特に重要であると考えますが、今後どのように取り組むのか」との質疑があり、当

局より、「自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設の安心・安全を確保することは大変重要である。ハード整備については、国の基金も活用しながら着実に進めたい。特に施設の耐震化が命を守るという観点から重要であり、あわせて避難対策などソフト面においても市町村や関係機関と連携を図りながら、対策を講じていく必要がある」との答弁がありました。

次に、保育士等処遇改善臨時特例事業についてであります。

これは、保育士の人材確保対策の一環として、私立保育所に対し、保育士の処遇改善に要する経費を交付するものであります。

このことについて委員より、「当該事業は安心こども基金を活用した事業であり、その支給方法は私立保育所が独自に判断できるとのことだが、基金がなくなった後のことも想定しながら、現場に混乱が生じないように、関係機関と連携を図りながら事業を進めてもらいたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「保育所に交付された経費が保育士の処遇改善につながるよう、チェック体制に万全を期してもらいたい」との要望がありました。

次に、宮崎県地域医療再生計画(案)についてであります。

このことについて、委員より、「医師確保は長年の課題となっているが、問題点はどこにあるのか」との質疑があり、当局より、「平成16年度から導入された新医師臨床研修制度により研修希望者が都市部に集中し、地方で勤務する医師が少なくなっていることが考えられる。県としては、地域を理解してもらうための地域医療学講座を設けたり、宮崎県内の地域医療に従

事する総合医を育成するための地域総合医育成サテライトセンターを設置するなど対策を講じているが、今後も地道な取り組みを続けていく必要がある。また、構造的な問題を是正するため、さまざまな機会を通じて国に対し要望を行っているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県における医師不足の根本的な問題点を整理して、医師確保に積極的に取り組むよう要望いたします。

次に、児童虐待等死亡事例検証報告書についてであります。

これは、平成24年6月、本県で発生した生後4カ月の乳児が死亡した事案について、事実関係の把握や死亡した児童の視点に立った問題点や課題等の検証を行うことにより、再発防止のための方策を提言するものです。

このことについて、委員より、「ネグレクトの疑いがある事案ということで検証されているが、死亡を防げなかったことについてどのように分析されているのか」との質疑があり、当局より、「明らかになった問題点や課題として、複数の関係機関がかかわる場合の役割分担の明確化や、子供の安全を最優先にした一時保護の検討の必要性などが提言の中で指摘されている。今後は、児童相談所職員の専門性の向上や市町村職員の能力向上など、困難事例に的確に対応できる職員の育成に力を入れていく必要がある」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、全ての子供が虐待を受けずに健やかに成長できる社会を目指すため、本事案の問題点や課題について整理を行い、今後の児童虐待防止対策の一層の推進が図られるよう強く要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院

事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び新規請願1件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第32号については賛成少数により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、宮崎県機械技術センターに係る指定管理者についてであります。

当局より、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの第2期の指定管理実績、及び平成26年4月1日から平成31年3月31日までの第3期の指定管理者の募集方針(案)の概要について報告がありました。

このことについて、委員より、「大学との連携はあるのか。また、募集に対しどのくらい応募があるのか」との質疑があり、当局より、「九州保健福祉大学や宮崎大学とも連携し、産学官連携の観点から、機械金属工業関係の事業展開を図っている。また、募集に関しては、第1期、第2期では現在の指定管理者の1社だけの応募実績であった。今後できるだけ多くの企

業から応募があるよう、報道媒体等も活用し、積極的にPRしていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「機械金属工業のさらなる発展のためには、宮崎県機械技術センターが果たす役割が大きいので、今まで以上に大学との連携を強化していただきたい」との要望がありました。

次に、県立産業技術専門校におけるアンケート結果等についてであります。

一般、大手投稿サイト「YouTube（ユーチューブ）」に、県立産業技術専門校の指導員が訓練生に暴行したとされる動画や勤務時間中に散歩していたとする写真等が掲載されたことを受け、当局より、投稿内容以外に不適切な行為がなかったかを確認するアンケートを実施したこと及びその結果の報告がありました。

このことについて、委員より、「今回の投稿やアンケートの結果等を受けて今後どのように取り組むのか」との質疑があり、当局より、「訓練生の就職活動や来年度の訓練生募集に影響が出ないよう、企業や高校への訪問などを行い、専門校の取り組みについて理解が得られるよう努めてまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「訓練生への暴力の事実はなかったものの、アンケート結果では不適切な指導も確認されたことから、専門校の信頼を取り戻すためにも緊張感を持って取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、記紀編さん1300年記念事業の取り組み状況についてであります。

このことについて、委員より、「基本構想において、世界遺産登録を視野に入れた西都原古墳群の調査研究を進めるとのことであるが、今

年度の取り組み状況はどうか」との質疑があり、当局より、「県教育委員会においては、文化財課に調査研究のリーダーとして専門主幹が配置され、西都原古墳群を含めた南九州の古墳群の調査研究が深められていると聞いている。今後、西都市と連携して、シンポジウムを開催するなどの取り組みを行っていただきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「当該事業は、長い期間、広い視野を持って進めていく必要があり、県教育委員会だけでなく、西都市を含めた周辺市町とも連携しながら進め、その調査研究の成果については定期的に報告してほしい」との要望がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で2,000万円の増額補正となっており、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の県土整備部の予算額は742億3,000万円余となります。

次に、建設工事における指名競争入札の試行についてであります。

このことについて、委員より、「指名業者の選定基準となる評価項目のうち、社会貢献とは具体的にはどういうものか」との質疑があり、当局より、「ボランティアや消防団活動以外にも、県発注の緊急施工工事への協力実績、防災協定への加入実績、道路パトロールへの積極的な取り組み実績等を評価の対象としている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「道路の冠水や小規模河川の堤防等が壊れた際の応急処置を率先して行っている業者も多く、このような行政の目が届かない実績も把握して、評価に加えるようにしてほしい」との要望がありました。

また、別の委員より、「試行に当たっては、工事の品質確保に努めるとともに、建設業界との意見交換会を通じて、県内業者の技術力向上も図ってほしい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、この指名競争入札の試行をしっかりと検証し、不正行為が発生しない制度となるよう取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、環境農林水産常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)についてであります。

このうち環境森林部の予算は、一般会計で39億3,700万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は308億8,200万円余となります。

また、農政水産部の予算は、一般会計で1億100万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は380

億1,700万円余となります。

このうち、森林整備加速化・林業再生事業についてであります。

これは、輸入木材に対抗し得る国産材の生産体制を確立し、強い林業・木材産業の構築を図るため、間伐や路網整備、素材生産、木材加工、バイオマス利用施設等の整備、木造公共施設の整備などを行うものであります。

なお、当事業は、国からの補助金交付により造成した基金を財源として実施するものであり、今回の補正額は38億4,800万円余となっております。

当委員会といたしましては、当基金を積極的かつ有効に活用して事業を推進することにより、県産材の需要拡大等を促進し、森林所有者の所得向上や林業・木材産業の活性化につながるよう要望いたします。

次に、乾シイタケ品評会等についてであります。

このことについて当局より、「近年、原発事故の影響による風評被害や個人消費の低迷等により、乾シイタケの価格は下落傾向にある」との説明がありました。

これに対して委員より、「価格の低迷により、生産者は苦境に立たされている。乾シイタケの生産は、山村地域の貴重な収入源であり、中山間地域の振興に大きく貢献するものであるため、産業振興が図られるよう、より積極的な対策を講じていただきたい」との要望がありました。

次に、県香港事務所の開設についてであります。

当事務所は、法人登記や現地スタッフの雇用等、事務所開設の準備を終え、本年6月13日に活動が始められたところであります。



このことについて、委員より、「香港事務所が実績を上げるためには、さまざまな地元業者等との連携を図ることが重要だと思うが、どのように取り組んでいるか」との質疑があり、当局より、「昨年開設されたJ A宮崎経済連香港事務所などとの連携を図っており、今後、現地スタッフによる情報収集などを行いながら、さらに多くの関係者との連携を図り、深い信頼関係を構築していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「日本国内の多くの自治体が、香港を販路開拓先としてのターゲットとしており、いわば産地間競争となっている。体制の充実も念頭に置きながら、多方面の業者等との連携強化に励み、確実な成果を上げていただきたい」との要望がありました。

次に、施設園芸農業及び水産業に係る燃油価格高騰の影響と対策についてであります。

このことについて当局より、「施設園芸農業や水産業においては、A重油価格の上昇傾向によりコストが増加し、経営に大きな影響を受けている。そのため、国や県において、セーフティーネットの構築などさまざまな対策を講じている」との説明がありました。

これに対して委員より、「急速に進む円安等の影響により、燃油価格のほか配合飼料価格も高騰しており、農家や漁家の経営を圧迫している。セーフティーネットのさらなる周知徹底や充実を検討するとともに、木質バイオマスの活用など、長期的な視点に立った対策も進めていただきたい」との要望がありました。

次に、建設工事における指名競争入札の試行についてであります。

このことについて委員より、「指名業者の選定基準については、公正性や客観性が十分確保

されるよう、慎重に検討していただきたい」との意見や、「不正行為が起きないシステムの構築に向け、県民目線に立って検討を進めていただきたい」との意見がありました。

また、このことに関連して、委員より、「入札において違算が起きる原因をどのように捉えているのか」との質疑があり、当局より、「資料のチェック不足や積算システムにミスを起こしやすい部分もあること、若手担当者の技術力不足などが挙げられる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、違算等による入札中止は、再度、入札のために時間や労力が割かれるなど、応札者に大変大きな負担を強いるものであるため、違算の発生が限りなくゼロに近づくよう、関係部局が総力を挙げて改善に取り組むとともに、違算が発生した場合のフォロー体制についても検討していただくよう、強く要望いたします。

また、関連して別の委員より、「工事の受注者に提出が求められる施工管理図表等が多いため、事業者の負担となっており、できる限り負担が軽減されるよう配慮していただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び継続請願2件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、警察署庁舎整備についてであります。

このことについて、委員より、「宮崎県における警察署の在り方検討委員会では、警察署庁舎整備の観点からだけではなく、捜査体制や警察署間の連携の仕方など、全体的な見直しについての検討はなされたのか」との質疑があり、当局より、「災害対策拠点や防犯活動拠点など、警察署のさまざまな機能の重要性が高まっているが、本県警察は、全国的に見ても多くの古い警察署庁舎を抱えており、これらの機能を十分に果たすことができないことが懸念されることから、特に警察署庁舎のあり方を検討事項とした」との答弁がありました。

また、別の委員より、「警察業務の遂行は、地域に密着していることが必要とのことだが、警察署庁舎の具体的な建てかえの検討の際は、設置場所にも配慮しなければならないと考える。検討委員会ではそのような議論はなされたのか」との質疑があり、当局より、「各署ごとの検討は行っていないが、警察署の移転を行う場合には、住民の利便性等のほか、災害発生時に安全な場所であることにも十分配慮する必要があるといった着眼点についても議論がなされている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、建てかえの提言があった警察署、特に老朽化の著しい都城警察署や、耐震構造が基準を満たしていないえびの

警察署については早急に検討すること、また、その際は設置場所等について地域住民の意見も十分考慮することを要望いたします。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で9,900万円余の増額補正となっており、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の教育委員会の予算額は1,079億3,300万円余となります。

このことについて、委員より、「対象事業のいずれも事業期間が25年度となっている。教育の継続性や公平性から見て単年度の実施でいいのか」との質疑があり、当局より、「国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業や国の事業として実施する関係で1年間としている。事業の成果は来年度以降も生かされるようにしたいと考えており、また、必要があれば県単独事業の検討もしていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、これらの事業を展開するに当たっては、事業効果が来年度以降につながり、質の高い教育が継続して行えるよう要望いたします。

次に、公立学校施設の耐震化についてであります。

このことについて、委員より、「市町村立学校は、県立学校と比較して耐震化率が低い。県としてどのような対応をしているのか」との質疑があり、当局より、「これまでも文部科学省と連携し、直接、市町村長や教育長と意見交換を行いながら、早期の耐震化についてお願いしてきたところであり、特に平成27年度までは有利な財政措置があることから、その活用についても引き続き指導助言を行っていきたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○**福田作弥議長** 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○**福田作弥議長** これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、太田清海議員。

○**太田清海議員**〔登壇〕(拍手) 社会民主党宮崎県議団を代表し、議案第14号「知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論いたします。

今回の給与カットは、東日本大震災を契機とした防災・減災対策や地域経済の活性化を図る財源のためと称し、地方交付税について給与費相当分の削減を前提とした上で、地方公務員の給与についても、国に準じた減額措置を行うよう要請を行ったものであります。

まず、このような手法は、地方交付税は使途の定めのない一般財源であるという認識は一切なく、地方自治法、地方交付税法の趣旨に全く反し、むしろ、国が法律を無視した暴挙と言わざるを得ません。法治国家としてコンプライア

ンスに敏感であるべき国がこのようなことであれば、国民に法を守れと説くことはできません。

また、今日、地方分権の推進が言われ、「国と地方の協議の場に関する法律」において国と地方の協議制度が確立されているにもかかわらず、地方の意向を無視した国の強硬措置は、地方分権、地方自治を軽んじているものと言わざるを得ません。このことは、県人事委員会も6月13日付の「条例案に対する意見について」の中で、「国がかかる要請を行うことは、地方自治の根幹にかかわるものと考えます」と述べられています。

さらに、今回の措置が地域経済に与える問題であります。政府は、デフレ脱却のため、「三本の矢」と称した成長戦略を打ち出し、景気回復を目指していますが、株価の高騰と円安によって経済に明るい兆しがあるのは大都市や一部の富裕層であり、本県を初めとする地方の景気は上向きどころか低迷したままです。商店街のシャッターは閉まったまま、夜の繁華街の明かりが一つ一つ消えていっているというのが地方の現実ではないでしょうか。

このような道理に欠けた地方公務員の給与削減が、消費低迷にあえぎ、口蹄疫等からの復興を目指す県内経済に多大な影響を与えることは、火を見るよりも明らかであります。今、我々がとるべき立場は、デフレに加担する政策ではなく、所得再配分による格差是正であり、そのような経済循環に資する政策であると思いません。

以上のことから、今回の条例は違法とも思える国の一方的な要請から来るものであり、さらに県内経済に深刻な打撃を与えるのではないかとこの立場から、反対するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願ひし、討論を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員 [登壇] (拍手) 民主党宮崎県議団会長の田口雄二です。知事提出議案第14号「知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対して反対の立場から討論を行います。

この議案提出に至った経緯については、我が会派の渡辺議員も一般質問を行いました。まずことし1月に、東日本大震災を契機とした防災・減災対策や地域経済の活性化を図る財源とするため、国に準じた給与の減額に取り組むよう国から要請があったものであります。

このことについて全国知事会は、国に対し次のような要望を行っております。1つ目が、「地方公務員の給与は、地方において、議会や住民の意思に基づき自主的に決定すべきものであり、国から給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題である。また、地方公務員の給与は、専門家や地方の声を十分に反映し、透明化されたプロセスのもとで、公平・中立に決定されることが原則である。今回の問題についてでも、今後、具体的な案を示し、地方の意見を踏まえ、対応についてさらに協議すること」。2つ目が、「地方交付税は、すべての地域に標準的な行政サービスを保証する地方固有の財源であり、国の政策目的を果たすための手段として地方交付税を用いることは、地方自治の本旨から考えれば、極めて不適切である。単なる国の財政再建という目的で、地方に公務員給与の削減を強制し、地方交付税の削減を行うことは、断じてあってはならない。地域の経済を疲弊させないように、地方交付税の総額確保に全力をあげること」。3つ目として、

「そもそも、公務員の総人件費や給与の適正化は、国・地方を通じた中長期的な行財政改革の中で行うべきである。今後の総人件費や給与等のあり方については、ラスパイレス指数など現行の給与比較には問題が多いことを踏まえ、給与と手当の総合的な比較を行い、「国と地方の協議の場」等において十分に協議すること。なお、地方はこれまでも、国を上回る定数削減や給与削減をおこなっている一方、国は地方分権改革推進委員会第2次勧告で勧告された、国家公務員を3万5,000人削減することすら、全く実行していない。国においては、早急かつ抜本的に定数削減等の行財政改革を進め、地方分権を断行すること」との要望を、全国知事会は国に対し行っております。

しかしながら、このような地方の切実な意見が反映されないままに、7月からの給与引き下げを前提とした改正地方交付税法が去る3月29日に成立しました。この間、「国と地方の協議の場」は一度しか開催されないなど、地方の声に対し国が真摯に向き合っているとは到底言えない状況があります。地方側と協議を尽くさないままこのような措置が決定したことは、過去に例を見ない異例な対応であります。

地方自治体はこの10年余り、国をはるかに上回る行財政改革に努めております。これを適切に評価することなく行われた地方交付税の削減は、行財政改革を行いながら、住民サービスの向上や地域経済の活性化などに懸命に取り組んでいる地方自治体にとっては、大変遺憾であると考えます。

国と地方の議論が尽くされないまま、5月15日に平成25年度の国の予算案が成立したところであり、これを受けて本県においても今定例会に議案が上程されたものであります。しかしな

がら、地方との十分な協議を経ないまま一方的に行われた今回の対応は、地方自治の本旨から考えても、とても容認できるものではありません。

地方交付税法第3条には、「国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない」と定められております。今回、国が特定の政策目的を達成するための手段として、地方との十分な協議を経ないまま一方的に削減したことについては、地方自治の根幹を揺るがす大きな問題であり、実質的に地方交付税法違反であると考えます。

財政力の強い東京都や愛知県、大阪府は、この一方的なやり方に対し、拒否という明確な態度を示しています。本県のように「3割自治」と言われ、地方交付税に頼らなければならない自治体においては、真っ向から国に拒否することは難しいことも十分理解できますが、このような一方的なやり方が今後も続けられることが懸念されてなりません。

国税などで一旦国に集めた税金を地方に再配分する地方交付税交付金の存在によって、国には「地方より上」という意識が根づいているのではないのでしょうか。地方分権と声高に言われておりますが、財源を押さえられている地方は実質、国の出先機関にすぎないのではないかとさえ考えてしまいます。財政力という弱みにつけ込み、強制的に地方の自治を縛っていることに憤りを感じ、真の地方分権は財源が確保できてこそだという思いをさらに強くしているところでは。

また、緊急経済対策など地域経済の活性化に積極的に取り組もうとしている中、地方公務員の給与削減の要請は、消費動向や、地方におい

て多くを占める中小企業等で働く労働者の賃金にも影響を及ぼす可能性があります。この議案による給与減額の総額は約30億円と言われておりますが、県内の影響額は生産額にして約34億円、雇用数にして約340人にマイナスの影響が出るとの試算があります。さらに、県だけではなく県内の市町村でも給与減額の取り組みが行われる動きがあり、県内経済への影響は多大なものがあると考えます。

先ほども述べましたとおり、平成25年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税の減額を地方の理解を得ないまま押し進めました。これは地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、地方自治法の本旨から見ても容認できるものではありません。

地方交付税は地方固有の財源であり、地方交付税法第1条に規定する地方団体の独立性の強化、地方行政の計画的な運営に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するために、地方財政計画、地方交付税については、国の施策の方針のもとに一方的に決めるのではなく、国と地方の十分な協議を保證した上で、そのあり方や総額を決定する必要があります。

本来、人件費については、地方公共団体が議会を通じて自主的に決めていくことであり、少なくとも国に要請されたからとか、交付税を減らされたから減らしますというものではありません。このような国の強制的なやり方は、議会に対してもその存在意義が問われる大きな問題であります。県の財政再建のためであればいざ知らず、国が特定の政策目的を達成させるために、いやが応にも言うことを聞かせようとするやり方は、到底納得できるものではありません。

このようなことから、民主党宮崎県議団は知事提出議案第14号に反対の立場に立つものであります。議員各位の御賛同のほどよろしくお願いいたします。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提案されました議案及び請願について、議案第2号、第14号、報告第1号、及び請願第26号、27号、30号の継続審査、第32号の不採択について反対の立場から討論いたします。

まず、議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例改正案は、地方税法の一部が改定されたため、県条例の改定をするものですが、その中に、金融所得課税が一体化されたことに伴い、証券投資の損益通算の範囲が拡大されるという課税方法の変更があります。

現行では、上場株式等の譲渡損を上場株式等の配当と通算して減税できる仕組みがありますが、今回の改正で、公社債及び公社債投信の利子・配当も通算できるようにしました。また、その範囲をさらに広げて、株式譲渡損の通算範囲も拡大されることになりました。この株式譲渡所得は、富裕層の税負担を著しく下げる要因となっています。今回の金融・証券税制の一体化の促進は、多くの金融資産を保有する資産家ほど税制面の恩恵を受ける富裕層優遇を拡大することになり、一層格差拡大を促進することになります。こうした不公平税制につながる点を指摘し、反対をするものです。

次に、議案第14号「知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、地方公務員の給与について、国

から、国家公務員の給与減額措置に準じて減額するよう要請されたことを受けて、来月7月1日から平成26年3月31日までの間、平均6%の減額実施をするものです。今回、国は、一方的に削減分に匹敵する地方交付税を削減しました。このこと自体、地方自治体が自主的に決める公務員給与への介入であり、許されるものではありません。ですから、地方6団体は政府に対し厳しく抗議をしたはずです。

今回の職員給与削減での影響は約30億円に上がることが試算されていますが、職員やその家族の生活にとどまらず、民間労働者の給与やボーナスにも影響を及ぼし、消費を一層冷え込ませ、地域経済にも打撃を与えることは必至です。この間の県職員の給与は、平成14年のピーク時から毎年、年間約60万円も下がっているのが現状です。デフレからの脱却が叫ばれ、国民の所得をふやすことが求められている中、政府自身もそのことを認め、財界に労働者の報酬引き上げを要請しながら、その一方で巨額の人件費削減を地方に強要するなど、まさに矛盾のきわみです。今、最もやってはならないことが給与の削減であり、認められません。

次に、報告第1号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて」です。

同報告は、補正予算(第6号)において、歳入・歳出をそれぞれ10億9,439万円追加し、予算総額を6,037億128万4,000円とする予算専決です。本来、予算を定めることは議会の権限であって、予算の専決は、災害時の緊急な支出で議会を開けない場合や税制上やむを得ない場合など、ごく限られています。今回、そういったものも含まれていますが、県民税や地方消費税など、県税12億円の追加を行い、県債管理基金

に27億5,500万円余の積み立てなどを行っています。税収については、的確な把握を行い、予算化して県民施策に生かすことが必要ですし、2月以降の増収については決算であらわし、翌年の予算編成に生かすことが本来のあり方です。毎年の慣例的な取り扱いとせず、改善を強く求めるものです。

次に、請願についてです。

まず、継続審査とされておりました、請願第26号「小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願」、第27号「学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願」及び第30号「個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」が再び継続審査とされましたが、教育関連の請願はいずれも、子供たちの健全やかな成長を願い、子供たちが安心して学ぶための環境の整備や、教育費の父母負担の軽減などを求めるものです。子供たちの学びや成長にとって何が必要なのか、しっかり受けとめることが必要ではないでしょうか。

また、個人保証の原則廃止を求める請願については、前議会でも申しましたが、全ての会派が紹介議員となって提出されたもので、さらに継続審査にする理由が見当たりません。

いずれの請願についても、さらなる継続とせず、請願者の意思を十分尊重して採択を求めるものです。

次に、新規請願第32号「平成25年度宮崎地方最低賃金改正等についての請願」が不採択と報告をされましたが、昨年度提出された同趣旨の請願については採択をされたものです。現在、宮崎県の最低賃金は653円、依然として全国最下

位クラスに位置しています。今もって県民所得の減少は続き、労働者の賃金、所得が改善された状況ではありません。地域経済の停滞、デフレからの脱却には、国民所得、県民所得を引き上げることが何より重要であることは、既に論をまたないところです。最低賃金引き上げのためには、国が責任を持って、賃金助成や税・社会保険料の減免などしっかりとした中小企業への支援を行うことが必要です。

諸外国での最低賃金を引き上げるための中小企業支援は、アメリカは5年間で8,800億円、フランスは3年間で2兆2,800億円ですが、日本は年間約50億円にすぎません。どの国も国民の暮らしにしっかりと責任を負っています。日本の政府もこうした立場に立つことが求められているのではないのでしょうか。ですから、何より県議会が、県民の置かれている暮らしの実態を、県民の切実な思いをしっかりと受けとめ、県民の暮らしや地域経済を守るためにも、同請願を採択し、最低賃金を引き上げるために尽力することが求められていると思います。

議員各位の賢明な御判断を強く求めて、討論といたします。以上です。（拍手）〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議案第14号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議案第14号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号及び報告第1号採決

○福田作弥議長 次に、議案第2号及び報告第1号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

---

◎ 議案第1号及び第3号から第12号まで採決

○福田作弥議長 次に、議案第1号及び第3号から第12号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第32号採決

○福田作弥議長 次に、請願第32号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第33号採決

○福田作弥議長 次に、請願第33号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第30号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第26号及び第27号について、一括お諮りいたします。

両請願を、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成25年 6 月 25 日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第2号

生活保護に関する意見書

議員発議案第3号

原油高騰に対する緊急対策を求める意見書

---

平成25年 6 月 25 日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 総務政策常任委員長 内村 仁子

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

運送業界に深刻な影響を与える軽油価格高騰の抑制を求める意見書

○福田作弥議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第4号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第2号「生活保護に関する意見書」について、反対の立場から討論いたします。

まず、本意見書案は、生活保護基準の引き下げを認め、そのことを大前提としている点で問題です。

意見書案には、今回の生活保護基準の引き下げで、生活保護費が740億円削減されることに伴うさまざまな問題点が指摘されています。真に必要な人が受給できなくなることへの懸念、低所得者の方々への住民税や保育料、保険料等

の引き上げが、高齢者や障がいを抱えた方、子育て世帯への新たな負担になること、さらに進学や修学旅行、部活動の制限など子供の貧困につながることなど、危惧の念が示されています。

そして、意見書案は、こうした問題点を踏まえて保護制度の見直しに当たって慎重に取り組むことを求め、生活扶助基準に連動するさまざまな制度に影響を及ぼさないようにすることなどを要請していますが、こうしたことで果たして問題が解決するでしょうか。

また、意見書案には、低所得者世帯と生活保護世帯の逆転現象の解消が必要であることも挙げられていますが、生活保護世帯に何の責任もありません。非正規や派遣労働による低賃金や失業、低額な年金のさらなる引き下げなどで低所得の生活を余儀なくされ、その上、高い国保税や介護保険料などに苦しむ国民の暮らしそのものを支えることなしに、国民同士を対立させることに何の道理もありません。ましてや、この深刻なデフレ不況の中で絶対にやってはいけない福祉の削減です。今、県民の暮らしや地域経済を守るためにやらなければならないことは、最後のセーフティーネットである生活保護の引き下げを許さない意見書こそ国に上げるべきであることを申し上げ、同意見書案に反対をするものです。以上です。〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議員発議案第2号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第2号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第1号、第3号及び第4号採決

○福田作弥議長 次に、議員発議案第1号、第3号及び第4号について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○福田作弥議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これもちまして、平成25年6月定例県議会を閉会いたします。

午前11時10分閉会